

納税者の皆さん

所得税、個人事業税、個人住民税の申告が一本化されました

申告書の提出 2月16日～3月15日

なるべく早めに提出してください

所得税、個人事業税、個人住民税の申告時期となりました。ことしからは、とくに納税者の便宜を図って所得税の確定申告をされた方は、個人事業税、個人住民税の申告書を提出する必要がなくなりました。ただし、所得税の確定申告を提出する必要がある方は、昨年どおり個人事業税は県税事務所へ、個人住民税は市役所へそれぞれ申告書を提出していただくことになります。

申告をしなればならない人

- ▼市内に住所があり、前年中に基礎控除額と扶養控除額の合計額をこえる所得があった人
- ▼給与所得者で給与以外の所得があった人
- ▼勤務先の事業所から給与支払報告書の提出がなかった人

申告をしなくてもよい人

- ▼前年中に所得のなかった人
- ▼生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ▼給与所得者で給与以外の所得がなく、事業所から給与支払報告書の提出があった人

申告の内容

▼四十一年中の所得および各種控除について申告してください。

申告用紙の送付

▼申告該当者には、二月中旬ごろまでに用紙を送付しますがもしも届かない場合は税務課市民税係へご連絡のうえ申告の手続きをしてください。

申告の手続きができる納税相談所をご利用ください

下表の日程で納税相談所(申告の受付)を開設します。この相談所は皆さまの便宜を図って各地で開設するものです。どうぞ、もよりの会場へおいでになって申告してください。いづれで全部の手続きができます。もし、これらの日につづこうが悪い場合には市役所内税務課においてになって申告してください。

申告に必要なもの

印鑑、住民登録の写し、社会保険、生命保険の証書、および支払金額証明書、その他税金の控除対象となるもの(医療費、災害など)の証明、前年中の所得金額証明など。

共同納税相談の日程

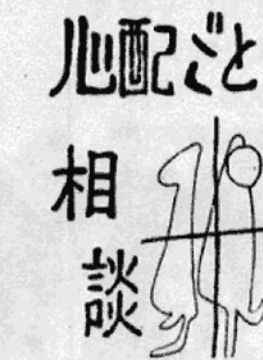
相談日	会場	受付内容
2月22日	商工会議所	農業、山林、譲渡所得関係
23日	"	事業税、市民税
24日	"	
25日	中宮祠出張所	市民税
27日	清滝公民館	
28日	商工会議所	営業、庶業所得関係
3月1日	小来川支所	市民税
2日	野口公民館	
3日	所野憩の家	
6日	久次良公民館	
7日	商工会議所	所得税その他全般
8日	中宮祠出張所	事業税、市民税
9日	清滝公民館	
10日	小来川支所	
13日	山久保小学校	市民税

※時間は、どの会場も午前10時から午後3時までです。

償却資産の申告

おすみでない事業所は至急に申告してください

一月三十一日までに償却資産の申告をすることになっていますが、まだおすみでない事業所は至急に申告をすませてください。



心配と相談

未申告または必要な事項などが不明の場合は、後日それぞれの事業所へ調査に立入らせていただくことも、正当な理由がなく申告をしなかったり、虚偽の申告をした場合は、地方税法や市税条例により罰則される場合があります。

どんな問題でも結構です。ひとりで悩まずお気軽においでください。
(今月の日程)
二月十日 小来川公民館
十七日 清滝公民館
二十四日 公会堂内公民館

世帯数	7,752 (7,754)	12月中の	
人口	31,205 (31,241)	出生	32(16)
男	15,043 (15,071)	死亡	14(20)
女	16,162 (16,170)	転入	94(108)
		転出	148(162)

十七日の心配ごと相談日に入権相談を合わせて行ないます